
院内感染対策に関する取り組み事項

1、院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を診療所全体として取り組み、診療所に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに務めます。

2、院内感染対策のための感染防止対策部門の設置に関する事項

当院における院内感染管理者として医師と看護師を配置して感染防止対策部門を設置しています。

3、院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行います。

4、感染症発生状況報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における薬剤耐性菌等や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起を行います。感染対策部門で検討及び現場への周知や指導を実施しています。

5、院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6、患者様への情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

また、あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。

7、横浜市医師会との連携体制

感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるため、横浜市医師会との連携を図ります。